

**一般廃棄物処理施設整備・運営事業
第2回募集要項等に関する質問への回答**

令和3年6月4日

能代山本広域市町村圏組合

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第2回募集要項等に関する質問への回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
1	要求水準書 設計・建設業務編	13	第1章	第3節	2	(5)	ウ		不燃物の選別基準について	不燃物の回収率80%（目標値）、純度80%（保証値）とありますが、公益社団法人 全国都市清掃会議が発行しております「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」において不燃物の選別純度測定の見解として「選別純度の分析において10mmのふるい通過物は全て不燃物とみなす。」とあります。本案件の性能試験においてもこの基準が適用されるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	2	(2)	イ		現場代理人	共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事の現場代理人の選任及び常駐は、プラント工事着手時（準備工事を含む）からでよろしいでしょうか。	ご提示の常駐期間の考え方を認めます。なお、現場代理人の選任届については契約締結までに提出してください。
3	要求水準書 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	2	(2)	ウ		監理技術者	プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間での交代は認められるでしょうか。なお、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められています。	原則として、交代は認められません。
4	要求水準書 設計・建設業務編	25	第1章	第5節	2	(4)	ウ		構造設計担当者の常駐	構造設計者の常駐については工程に遅れが出ないよう各種検査立会、書類検査を随時行うことで、非常駐で対応させて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。本事業の設計・建設業務の実務を担当しており、構造設計の内容を熟知している者が常駐することとしてください。
5	要求水準書 設計・建設業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	コ		仮設工事	現状、造成期間中、現場には簡易的なハウスを設置しますが、執務を行うことができる仮設事務所は市内に設置する予定としております。従いまして、施工監督員及び施工管理員用の仮設事務所は造成工事完了後とすることでよろしいでしょうか。	ご提示の提案は認められません。
6	要求水準書 設計・建設業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	ツ		作業日及び作業時間	作業日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日としますが、平日が天候不良などの場合、土曜日、日曜日などに振り替えることも合理的な理由に含むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、その場合も休日作業届を提出してください。
7	要求水準書 設計・建設業務編	32	第1章	第8節	2	(2)	表 1.19	3	可燃ごみ処理施設の引渡性能試験方法	排ガスの一酸化炭素の項目に記載の「100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを発生させない」は、要求水準書P.10の記載同様で、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインの通り、「100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させない」が正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の場所は誤記です。要求水準書 設計・建設業務編（令和3年6月4日修正）を参照してください。
8	要求水準書 設計・建設業務編	51	第2章	第2節	3	(4)	オ		ブラットホーム出入口扉・付属品	ブラットホーム出入口扉に、開閉時間10秒程度の高速開閉式建具を設置する場合、運用として常時は閉鎖し車両入退場時にのみ開くことが出来、雪の吹き込み防止と防臭効果が期待出来ます。加えて、入退場時の渋滞緩和にもつながります。従い、粗大ごみ処理施設ブラットホーム同様、付属品シャッターやシェルターの設置は不要ともよろしいでしょうか。	実施設計時に組合と協議し合理的な提案と認められる場合ご提示の提案を認めます。
9	要求水準書 設計・建設業務編	56	第2章	第2節	9				薬液噴霧装置	防臭剤のみの噴霧と考えてよろしいでしょうか。	防虫剤も噴霧することとします。
10	要求水準書 設計・建設業務編	58	第2章	第3節	1	(5)	ス	-	動物焼却	動物の受入量、搬入形態、サイズ、重量をご教示ねがいます。	令和2年（4月～11月）の実績では、受入総重量は220kg、搬入形態は袋詰めや段ボール詰としております。段ボールサイズとしては最大50cm角程度となっています。既存施設では一度ダンピングボックスで受けてからごみビットに投入し、焼却処理しています。受入動物の種類はニホンザル、カラス、小型犬、猫等で、体長がおおよそ50cm未満の動物となり、燃え切らない恐れがある大型動物は受入不可としています。
11	要求水準書 設計・建設業務編	58	第2章	第3節	1	(5)	ス		動物の焼却について	動物の受入量、搬入形態、サイズ、重量、既設施設での処理プロセスをご教示願います。	本表No10の質問回答を参照してください。
12	要求水準書 設計・建設業務編	65	第2章	第4節	1	(4)	オ	(/)	ボイラ	圧力計は伝送式圧力計にて中央制御室にて監視しているため、ITV監視としなくてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
13	要求水準書 設計・建設業務編	70	第2章	第4節	7	(3)	エ		ブロータンク	ブロータンクは大気開放型で、大気圧下の飽和温度（約100℃）未満であり、温度、圧力の確認を特段必要としないことから、温度計、圧力計の設置は省略してよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第2回募集要項等に関する質問への回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
14	要求水準書 設計・建設業務編	71	第2章	第4節	8	(1)	オ	(7)	蒸気だめ	高圧蒸気だめに「減圧弁及び安全弁を設けること。」とありますが、「高圧蒸気だめの最高使用圧力をボイラドラムと同一とするため、高圧蒸気だめ安全弁はボイラドラムに設置する安全弁と共用として省略してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。 ただし、安全弁についてはボイラ安全弁としてボイラドラムと過熱器出口に設けること。
15	要求水準書 設計・建設業務編	71	第2章	第4節	8	(1)	オ	(7)	蒸気だめ	圧力計、温度計は、蒸気だめ付近の配管に設置の場合は蒸気だめへの設置は省略してもよろしいでしょうか。	実施設計時に組合と協議し合理的な提案と認められる場合ご提示の提案を認めます。
16	要求水準書 設計・建設業務編	99	第2章	第9節	1			図2.1	給水フロー	「井水の不足分を上水で補う」と記載ありますが、井水の取水制限がある場合には、取水可能量をご教示をお願いします。 また、井水の水質は要求水準書の添付資料-06でご提示いただいているが、季節ごとの変動等が懸念されますので、弊社にて原水の採取・分析を実施してもよろしいでしょうか。	前段について、取水制限については確認できておりません。 後段について、実施しても問題ありません。
17	要求水準書 設計・建設業務編	130	第2章	第13節	8				炉内清掃用集じん装置	停止系列の炉内清掃時の集じんは、排ガス処理設備のろ過式集じん器を通して行う計画としています。弊社納入施設においても、ろ過式集じん器にて兼用している事例が多数あります。この場合も出口含じん量は、炉内清掃用集じん装置の要求水準 0.01g/m3Nを遵守可能で、同様の機能をろ過式集じん器で代替出来ます。したがって、炉内清掃用集じん装置は、設置しないこととしてよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
18	要求水準書 設計・建設業務編	143	第3章	第3節	5	(3)	オ		高速回転破砕機 材質、ハンマ、固定刃	堅型高速回転式破砕機ではハンマという名称ではなくグラインダと言う名称になりますが、よろしいでしょうか。また、堅型破砕機では固定刃と呼ばれるものは無く、ライナ(シェラライナと呼ばれてます)がすり鉢状に取付けられており、所定の破砕寸法まで破砕され、最終段のチョークリングを通過して排出されます。したがって、破砕する用途としての固定刃に相当するものはありませんが、よろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
19	要求水準書 設計・建設業務編	144	第3章	第3節	5	(4)	ソ(7)		高速回転破砕機 出口監視	高速回転破砕機の破砕物出口部分は破砕物が非常に速い速度で飛んで来るため、監視カメラを取り付けてもすぐに破損させてしまう恐れがあります。また、出口からは粉じんも多量に排出するため、カメラの映像から発火等を目視で確認することは困難です。 したがって、破砕機出口部監視カメラの代替としましては、多数の実績のある温度計やガス検知器、炎検知器を設置することでよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編のとおりとします。
20	要求水準書 設計・建設業務編	173	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1 (2) ①	風向	「5.年間を通して東向き又は西向きの風が強い(4月から11月は東向きが強く、12月から1月は西向きが強い)気候風土の特徴に配慮すること。」とありますが、気象庁の能代市過去気象データを確認しますと、4月～11月頃の風向は「東」で12月～1月の風向は「西(西北西)」が多いようです。以上のことから「東向き」は「風向：東(東からの風)」あるいは「東よりの風」、「西向き」は「風向：西(西からの風)」あるいは「西よりの風」と理解してよろしいでしょうか?ご教示いただきたくお願いします。	ご理解のとおりです。 「東向き」は「風向：東(東からの風)」、「西向き」は「風向：西(西からの風)」として計画してください。
21	要求水準書 設計・建設業務編	173	第4章	第1節	3	(1)	ウ	表4.1 (3) ③	雨水調整池	「降雨水量等に基づき必要な容量の雨水調整池を整備すること。」とありますが、第4章第3節3(4)雨水調整池工事に「ピーク流量を安全に流下させることができない場合は、必要な規模の調整設備を設けること。」との記載があることから、浸透側溝・浸透枳・浸透トレンチによる浸透型雨水排水設備の設計浸透量で設計降雨強度による雨水排水量を満足できる場合、雨水調整池を設置しない設計としてよいと理解してよろしいでしょうか。	ご提示の浸透雨水排水設備による設計浸透量で設計降雨強度による雨水排水量を満足できる場合は、雨水調整池を設置しない設計としてよいですが、実施設計時に組合及び関係機関との協議の上決定するものとします。 ただし、雨水浸透設備は目詰まりにより浸透機能が低下することが予想されるため、その場合は機能を保つよう維持管理していただくこととします。
22	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第1節	3	(3)	イ		動線計画	「・・・直接搬入車、許可業者については、受付(住所などの記載含む)、手数料の徴収を行う。」と記載されています。一方、「添付資料-14 搬入車両台数について」には、許可業者の区分がありません。許可業者は、添付資料-14の各表のどの区分に含まれているかと、その車種、台数をご教示ください。また、許可業者が、混載扱いの対象、直接搬入荷下ろしヤードの対象であるかをご教示ください。	前段について、許可業者は可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみともに添付資料-14における直接搬入・民間に含まれています。台数は確認できておりません。また、車種については添付資料-13を参照してください。 後段について、許可業者は混載扱い対象外ですが、直接搬入荷下ろしヤードの対象には含まれます。
23	要求水準書 設計・建設業務編	185	第4章	第2節	3	(1)	イ	(ウ) ①	従業者事務室	来場者受付について、来場者とは見学者とごみを持ち込む来場者以外の方を示しているかと理解すればよろしいでしょうか。 従業者事務所の来場者受付の休日や受付時間などについては、運営事業者が任意に決められるものとしてよろしいでしょうか。	前段について、来場者は見学者及びその他の来館者(行政視察等)を指します。 後段について、組合と協議の上決定するものとします。

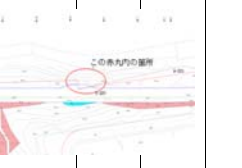
一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第2回募集要項等に関する質問への回答

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
24	要求水準書 設計・建設業務編	196	第4章	第2節	7	(2)	表 4.3 外部仕上げ表 (参考)	外部仕上げ表は参考とし、その他要求水準書を満足できるものであれば表中に記載無い仕様(例:壁には断熱サンドイッチパネル、屋根の断熱シート防水など(これに限らず))も事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。表4.3は参考例のため、ご提案をもとに実施設計時に協議の上決定します。	
25	要求水準書 設計・建設業務編	198	第4章	第2節	8	(2)	ウ	構造設計	プラント機器のアンカーボルトは埋込式を原則とし、その他工法による場合は、組合と協議の上、決定することとありますが、据付精度を要する機器などを除き、原則は多数の実績がある後施工アンカー(ケミカルアンカー)を使用する考えでよろしいでしょうか。(建築設備機器についても同様)	実施設計時に組合と協議し合理的な提案と認められる場合ご提示の提案を認めます。
26	要求水準書 運営・維持管理業務編	11	第1章	第5節	5	(9)		本業務期間終了時の引渡し条件	「事業者は、本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ等をすべて組合に開示すること。なお、組合は、運営事業者と協議のうえ、これらの図書、資料、データ等を第三者に開示することがある。」とありますが、本事業期間中にも事業者のノウハウに関する部分、開発等の知的財産に係るものもございします。そのような場合は開示が難しいため、詳細は協議とさせていただきます。	要求水準書に記載のとおりとしますが、ご提示の場合には協議に応じるものとします。
27	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(4)		受付管理	運営事業者は、直接搬入者については、原則として搬出用計量機での計量時に料金徴収を行う。とありますが、本件はSPCである特別目的会社から運転業務の一部を委託した先の職員が公金を扱ってもよろしいでしょうか。	SPCから別業者に料金徴収を委託する場合は再委託になることから認められません。SPCの社員が直接料金徴収することを想定しています。
28	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	(2)		ごみ処理手数料の徴収など	第1回質問回答No149で本施設には、組合殿が常駐しないと回答ありましたが、「徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて組合に収納すること。」とあります。処理手数料は指定金融機関へ収納とし、必要な書類については組合殿へどのように収納するのか教示願います。	徴収した処理手数料については、その翌日に、広域交流センター内の環境衛生課に来ていただき、必要な書類とあわせて組合に提出し、組合が納入金額を確認した後、指定金融機関にて納めていただくこととなります。
29	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第2節	4	(2)		ごみ処理手数料の徴収など	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて組合に収納すること。・・・また、収納する現金及び関係書類の確認方法等の詳細については、組合と協議のうえ決定すること。」とありますが、新施設には貴組合は常駐されないと考えております。翌日までに現金納付は組合事務所に事業者が訪問、手渡しと想定されているのでしょうか、現時点のお考えをご教示願います。また、防犯上の観点により、収納のタイミング(頻度)を含め、安全な収納方法を事業者提案させていただくことは可能でしょうか。	前段について、本表No28の質問回答を参照してください。後段について、現状と同様の収納頻度及び収納方法を考えております。
30	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第9節		(3)		処理生成物の処理等	不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さを可燃ごみ処理棟へ搬送について、車両搬送による運搬を採用した場合、運搬業務を委託することは可能でしょうか。	現時点では可能と考えています。その際、運搬する可燃残さについて、不燃ごみ・粗大ごみ施設における搬出量と可燃ごみ処理施設における搬入量が把握できるような運用を行ってください。なお、廃棄物処理法の再委託に抵触する場合は、組合殿と三者契約を結ぶことは可能でしょうか。
31	要求水準書 運営・維持管理業務編	25	第6章	第2節	表6.1			業務期間中の測定項目 (破碎・選別後の鉄類、アルミ類)	粗大ごみ処理施設の破碎・選別後の鉄類・アルミ類の純度・回収率確認頻度が、月1回となっております。	要求水準書に記載のとおりとします。なお、回収率については出口側のごみ質(鉄・アルミ・残さの合計量、各純度)から逆算して求めるものとします。
32	要求水準書 運営・維持管理業務編	26	第6章	第3節	1	表6.2		排ガスの要監視基準及び停止基準(水銀)	要求水準書に「定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。」とあります。改定大気汚染防止法においては、「排出基準を上回る濃度が検出された場合、速やかに3回以上の再測定(試料採取を含む)を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。」となっております。水銀に関しては、改定大気汚染防止法に準拠すると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の場所は誤記です。要求水準書 運営・維持管理業務編(令和3年6月4日修正)を参照してください。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第2回募集要項等に関する質問への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
33	要求水準書 添付資料-14									搬入車両台数について	直接搬入車両としては、直営（普通車）・民間（普通車、軽トラック、4トントラック等）・無料（普通車）の3種類に分類され、表2及び表3で月別の車両台数が記載されていますが、民間の車種別（普通車、軽トラック、4トントラック）の1日あたりの最大台数についてご教示頂きたいをお願いします。	民間の車種別（普通車、軽トラック、4トントラック）の1日あたりの最大台数については把握しておりませんが、直営、民間、無料の1日あたりの最大台数は、以下のとおりです。 令和元年度・・・直営：2台、民間：141台、無料：18台 令和2年度・・・直営：1台、民間：155台、無料：16台
34	(R03.04.02修正)要求水準書(添付資料)その6		添付資料-14							搬出車両台数について	直接搬入の民間とは、「民間事業者及び個人等からの搬入車両」とあり、台数の記載もありますが、このうち混載ごみを搬入する直接搬入車の割合がわかればご教示願います。	混載ごみを搬入する直接搬入車の割合に関する情報はございません。
35	様式集		様式6-3							施設計画図書	様式6-3の内容に、「不燃ごみ・粗大ごみ処理施設」に関する項目が記載されていないように読み取れます。「不燃ごみ・粗大ごみ処理施設」として必要な項目をご教示願います。	様式6-3の内容は、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設共通の項目として記載しています。ただし、「1施設概要説明書、(3)各設備概要説明、工燃焼設備制御の説明書」など、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設に該当しない項目については、提案不要です。
36	様式集	-	様式7-4(A)別紙	-	-	-	-	-	-	買電単価	買電単価については、公平性を期すために組合様で統一していただけるという理解でよろしいでしょうか。	貴社で契約予定の買電単価を記載してください。
37	様式集		様式8-23							地元事業者への発注	本書類に記載する地元事業者は、建設工事請負契約書(案)第20条(一括下請負の禁止)、第21条(下請負人等の選定)及び運営業務委託契約書(案)第13条(再委託等の禁止)に規定された、「貴組合の事前承諾」を得ていない状態で提案されます。記載した地元事業者が、貴組合に事前承諾頂けない場合もあり得るとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第21条(下請負人等の選定)及び運営業務委託契約書(案)第13条の2(暴力団関係業者による再委託等の禁止等)に抵触する場合は、下請負人等として認めません。
38	様式集		様式8-23別紙(1)及び(2)							地元事業者への発注 予定額の定義について	第1回質問回答 No.209(様式集 様式8-23 地元事業者への発注 予定額の定義について) 質問：「地元事業者とは入札公告時点で設立されている企業のみが対象と理解してよろしいでしょうか。」 回答：「ご理解のとおりです。ただし、設計・建設業務期間又は運営・維持管理業務期間中に設立された地元事業者を活用した場合には、地元発注金額の実績として計上してもよいこととします。」とあります。 「設計・建設業務期間又は運営・維持管理業務期間中に設立された地元事業者」には、既存の企業が当該期間に「構成市町内に本社、本店及び建設業法上の主たる営業所を設置した場合」並びに「構成市町の建設業者等級格付名簿において市内又は町内業者として登録された場合」を含む との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	様式集	-	様式8-23(定義)	-	-	-	-	-	-	地元事業者への発注 予定額の定義	地元発注金額の実績として計上する対象について、第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】No.209に「設計・建設業務期間又は運営・維持管理業務期間中に設立された地元事業者を活用した場合には、地元発注金額の実績として計上してもよいこととします」と記載されています。文中の「設立された地元事業者」には、構成市町の入札参加資格者名簿において市内又は町内業者として新規に登録された企業も含まれると理解してよろしいでしょうか。	本表No38の質問回答を参照してください。
40	様式集		様式8-24							運営・維持管理業務時における地元採用等	第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】にて、構成市町内在住者の定義については貴組合管内に住民票をもつ者とのご回答がありました。 貴組合におけるご確認の方法については、個人情報保護法を遵守しつつ、確認可能な方法を提案させて頂くとご理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	運営業務委託契約書(案)	32	別紙3	表2						物価変動に基づく改定に用いる指標	運営変動費に使用する指標を「消費税等を除く企業向けサービス価格指数/総平均」(日本銀行調査統計局)と記載されていますが、運営変動費は主に光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等の物品であり企業間で取引されるサービスの価格に焦点を当てたサービス価格指数と合わないため、(31頁)3 運営業務委託費の改定(3)記載のとおり改定に用いる指標についてその他の指標も含めて協議していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	表2に示す指標を基本とし、原則、変更しません。ただし、運営事業者が組合に新たな指標を提案し、組合と運営事業者で協議した結果、その採用の合理性及び妥当性を組合が認めた場合には、当該指標を採用します。

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第2回募集要項等に関する質問への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
42	第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】	1	No3, 4						余熱利用計画	「逆潮流を行うとなった場合、以後のスケジュールを見直し全体的に遅らせるのか、再公告とするのかはその時点で判断致します。」とのご回答ですが、再公告となった場合、事業契約の締結が令和4年度以降となることもあり得るとの理解で宜しいでしょうか、また契約遅れに見合って運営・維持管理業務開始時期令和8年4月も見直されるとの理解で宜しいでしょうか。	令和3年5月27日に東北電力ネットワーク株式会社からノンファーム型接続についての回答が組合に到来しました。この回答を受けて、令和3年6月4日現在、逆潮流を行うか否か検討中です。検討結果及び結果に基づく募集スケジュール等については、別途、後日公表します。	
43	第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】	1	No3, 4						余熱利用計画	「逆潮流を行うとなった場合の対応については、東北電力株式会社の回答内容により判断致します。」とのご回答ですが、現時点での協議内容では、送電量（逆潮流量）の制限値としてどの程度としているかご教示願います。	No.42の回答にある募集スケジュール等と合わせて、別途、後日公表します。	
44	第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】	2	No16						提案組合圏域内発注金額未達相当分の違約金徴収（運営・維持管理業務）	「運営・維持管理業務は長期にわたる為、提案組合圏域内発注金額については複数年度を対象として、発注額が未達か否かをご判断頂けないでしょうか。」に対して「募集要項に記載のとおり年間実績で判断致します。」とのご回答ですが、対象物量、性状また他諸条件によって発注業務が変わりますので、地元調査を最大化するためにも複数年度を対象として頂けることを再考して頂くと幸いです。	募集要項に記載のとおり年間実績で判断致します。また、募集要項に記載のとおり、提案構成市町内発注金額の未達が受注者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを受注者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合には、この限りではありません。	
45	第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】	3	No32						搬入形態	直接搬入の可燃性粗大ごみは不燃ごみ・粗大ごみ処理施設で受け入れる、とのご指示ですが、以下についてご教示願います。 ①可燃ごみの委託収集車両が可燃性粗大ごみを搬入することはありますでしょうか。 ②要求水準書P7, P11に搬入車両の種類・台数が記載されていますが（表1.3及び表1.11）、内訳として可燃性粗大ごみ収集車両台数をご教示願います。 ③不燃ごみ・粗大ごみ処理施設で可燃性粗大ごみ貯留ヤードを設ける必要があると考えますが、容量についてご指示をお願いします。	①可燃ごみの委託収集車両が可燃性粗大ごみを搬入することはありません。 ②可燃性粗大ごみの収集車両台数は確認できておりません。 ③可燃性粗大ごみ単独のごみ量（容量）は確認できておりません。	
46	第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】	13	No161						排水処理施設工事	取付道路の側溝は国道101号の側溝に接続されますが、取付道路幅幅により雨水量の増加が見込まれます。接続許可の協議先をご教示いただけますでしょうか。	接続許可の協議先は国道101号の管理者である秋田県山本地域振興局建設部用地課です。関係機関と協議を実施する場合は組合へ一度連絡してください。組合から関係機関へ連絡し、事前に許可をいただいた後に協議を実施するものとします。	
47	第1回募集要項等に関する質問への回答【参加資格以外に関する質問】	15	No.176						搬入管理	小型家電の回収につきまして、第1回目の質問回答では「現状は能代市分のみ衣装ケースにいれてストックしており、定期的に回収に来てもらっている状況です。構成町分については回収してもらおうのか、破砕処理するのかについて今後協議により決定します。」とあります。現地破砕処理となると、火災爆発リスクを避けるために、小型家電等に含まれるリチウムイオン電池は事前に分解作業が必要になりますが、発生量や頻度が不明瞭のため費用積算も困難です。能代市殿と同様に一時ストック後に回収していただけるようご検討願います。	3町における小型家電の今後の取り扱いについては、3町それぞれにおいて今後決定する方針に基づくものとなります。3町のうち、1町の受け入れ処理量は1月あたり一斗缶2個程度です。また、他の2町については現在受け入れを行っておらず、新施設から受け入れを開始することになり、受け入れ量が不明です。	
48	現地見学会より								雨水調整池工事 排水処理施設工事	排水処理施設、雨水調整池の計画のため、北部粗大ごみ処理工場の雨水排水排出ルートおよびその仕様（口径、勾配）が分かる図面を頂けないでしょうか。また、左添付写真の水色ルートに雨水排水を計画する協議を行政と行うことは可能でしょうか。協議を行う関係機関先もご教示願います。	前段について、北部粗大ごみ処理工場の雨水排水排出ルートの提供については個別対応と致します。希望される方は直接ご連絡ください。後段について、協議を行うことは可能ですが、協議を実施する場合は組合へ一度連絡してください。組合から関係機関へ連絡し、事前に許可をいただいた後に協議を実施するものとします。また、協議先は秋田県山本地域振興局建設部になります。その他、竹生川から水田に揚水していますので、地元自治会等とも協議が必要になります。	
49	現地見学会より								取付道路	取付道路の勾配を5%以下の計画にするにあたり、左現況CADデータで境界を確認すると測点NO.8とNO.9間において境界が既存道路内に入っております。また測点NO.8とNO.9間の現況道路勾配は6.0%のため、5%以下とするために道路の嵩上げもしくは切下げが発生します。この境界の協議先をご教示願います。	境界の先（地番249-2）の所有者は本組合であり、協議は必要ありません。ただし、当該境界は行政区の境界（能代市-八峰町）であるため、区域を跨がないように事業実施区域を設定しております。取付道路（幅員7m、勾配5%以下）は、当該境界を跨がないよう反対側の側道を拡幅する形で計画してください。	